



製薬協

<別紙>

2013年10月17日

製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

日本製薬工業協会
コード委員会

1. 今年の製薬協コード・オブ・プラクティス理解促進月間

製薬協は、医療用医薬品の適正使用のため、1993年に「医療用医薬品プロモーションコード」（以下、プロモーションコード）を制定し、適正なプロモーション活動に努めて参りました。

2013年1月にはプロモーションコードを発展させた「製薬協コード・オブ・プラクティス」（以下、製薬協コード）を制定し、4月から施行するとともに、2001年より昨年まで実施してきた「プロモーションコード理解促進月間」を改称し「コード・オブ・プラクティス理解促進月間」として11月より実施します。

今年、会員各社に向けて「より信頼される製薬企業へ、コード・オブ・プラクティス制定元年」をテーマに、統一ポスター（資料添付）の頒布、理解促進月間の会員各社取り組み状況の共有化など、会員会社が一体となって製薬協コードの理解促進に取り組んでまいります。対外的には、製薬協が適切な企業活動に取り組んでいる状況を、製薬協ホームページ、製薬協ニュースレター等を通じて、患者さんや一般の方々、医療関係者の方々に紹介してまいります。

2. 製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

製薬協コードは、1993年に制定したプロモーションコードを発展させて、2013年1月に制定し4月より実施している業界の自主規範です。従来のプロモーションコードは、医療関係者、医療機関等に対するプロモーション活動に限定されていたのに対し、製薬協コードは会員会社の役員、従業員が研究者、医療関係者、患者団体、卸売業者等に対して行う様々な企業活動全般が対象となっています。また、プロモーションに関する世界的な規範である「医薬品のプロモーションに関するWHO倫理基準」や「IFPMAコード・オブ・プラクティス（IFPMAコード）」にも準拠しています。

製薬協コードは第一編から第四編で構成され、第一編では「製薬企業としての基本的責務」、「経営トップの責務」、「試験・研究活動」、「情報発信活動」、「患者団体との協働」、「卸売業者との関係」ならびに「国外における活動」の企業活動について規定し、従来のプロモーションコードは第二編に位置付けられています。

2013年を製薬協コード制定元年として位置付け、会員会社のすべての役員・従業員の製薬協コードに対する理解を継続して向上させるとともに、昨年までの取り組みと同様に、患者さんや一般の方々、医療関係者への情報発信をいっそう充実させ、社会の信頼に込め続けることのできる製薬産業を目指す所存でございます。

—本件に関する問い合わせ先—

日本製薬工業協会 広報部 TEL 03-3241-0326